Member's Menu 特約(旧 Member's ID 特約)

第1条(特約の適用)

本特約は、「dカード利用規約(会員規約)」(以下「会員規約」といいます)に定めるdカードサービスとして、会員が、株式会社 NTT ドコモ(以下「当社」といいます)のホームページにおいて「Member's Menu」の名称で提供されるサービス(以下、「Member's Menu」といいます)及び第4条に定める認証サービス(以下総称して「本サービス」といいます)を利用するための特約を定めたものです。

第2条(ID及びパスワード)

本サービスの利用には、会員本人による ID 及びパスワードの登録(以下「利用登録」といいます)が必要です。必要となる ID 及びパスワードの取扱いに関する条件は、以下の通りとします。

<Member's ID 及びパスワードで利用する場合>

- (1)当社は、会員が本特約を承諾のうえ、当社所定の方法により本サービスの ID の利用登録を行なった場合には、当該会員に対し Member's ID(以下「Member's ID」といいます)を付与します。
- (2) 会員は Member's ID の利用登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。また、当社が認めた範囲内で Member's ID の変更ができるものとします。
- (3) Member's ID の登録、変更、利用登録の解除は、Member's Menu に Member's ID でログインすることが必要です。

<d アカウント及びパスワードで利用する場合>

- (1) 会員は、Member's ID に代えて、又は Member's ID と共に、別途当社が「d アカウント規約」又は「d アカウント規約(ドコモの回線をお持ちでない方向け)」(以下総称して「d アカウント規約」といいます)に基づき発行する d アカウント及びパスワードを、Member's Menu の ID 及びパスワードとして利用登録することができます。
- (2) 当社は、会員が本特約を承諾のうえ、当社所定の方法により d アカウント及びパスワードの利用登録を行なった場合には、当該 d アカウント及びパスワードを当該会員の Member's Menu における ID 及びパスワードとして登録します。
- (3) Member's Menu の ID として登録する d アカウントの契約名義人と会員が異なる場合(以下「異名義登録」といいます)、会員は、当該 d アカウントの契約名義人から、会員の Member's Menu サービスの ID としての登録について、事前に承諾を得るものとします。会員は、異名義登録により生じる会員と d アカウントの契約名義人との間のあらゆる紛争について、自己の責任と費用において解決するものとし、当社に何ら迷惑をか

けないものとします。

- (4) 一つの d アカウントを、複数の会員の Member's Menu の ID として登録することは出来ません。
- (5) 利用登録完了後、登録した d アカウントとは別の d アカウントで Member's Menu の利用を希望される場合は、一度利用登録を解除後、再度希望の d アカウントでの利用登録をお願いします。
- (6) d アカウントの利用登録後にカード番号が変更となった場合、d アカウントでログインした際の Member's Menu では自動的に変更後のカード情報のみを表示します。変更前の旧カードの情報(ご利用明細など)を確認するには、Member's ID でのログインが必要です。
- (7) 利用登録済みの d アカウントに係る対象回線契約の解約、名義変更、改番、承継、その他事由の如何を問わず d アカウントが失効した場合、当該 d アカウントでは Member's Menu にログインできなくなりますのでご注意ください。また、d アカウント規定に基づき、当社が、特定の d アカウントの利用を一時的に停止する措置を講じた場合、又はその利用を一時的に中断した場合、当該 d アカウントでは Member's Menu にログインできなくなります。
- (8) Member's ID と d アカウント双方の利用登録がある場合に、Member's ID の利用登録の解除を行うと、その時点で登録されていた d アカウントの利用登録も自動的に解除されます。

会員は、Member's ID 及びそのパスワード並びに d アカウント及びそのパスワード (Member's ID 及び d アカウントを総称して「ID」といいます。また、ID とそれらのパスワードを以下総称して「ID 等」といいます)を善良な管理者の注意をもって使用及び管理し、当該会員以外の第三者に使用させてはなりません。ID 等が第三者に知られた場合又はID 等を失念した場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して当社の指示に従うものとします。

会員の ID 等が使用されて Member's Menu が利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただき、その他一切の支払債務を負担していただきます。ただし、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

会員は、ID等が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社及び最寄警察署に届出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

第3条 (Member's Menu の内容)

会員は、当社が定める範囲内で、インターネット上で Member's Menu を利用することができます。

当社は Member's Menu の内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

第4条(認証サービスの内容)

インターネットショッピング本人認証サービス(以下「認証サービス」といいます)は、会員が当社の指定する加盟店において、会員規約に基づくコンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによる取引(以下「オンライン取引」といいます)を行う際に、加盟店に対するカード会員番号、カード有効期限、会員の氏名及び届出住所等のオンラインでの通知に加え、第2条第1項で会員が指定したMember's ID に紐づくパスワードによる認証を当社が行うサービスです。なお、認証サービスは d アカウントに紐づくパスワードでは利用できません。

d カードを保有し、第 2 条第 1 項に基づき Member's ID を登録した会員が本特約を承諾のうえ、当社所定の方法により認証サービスの申込みを行い、当社が認めた場合には、認証サービスを利用することができます。

会員は、認証サービスの申込みの際に、オンライン取引時に表示されるパーソナルメッセージ(以下「PAM」といいます)を自ら登録するものとします。

当社は、オンライン取引時に通信端末等の画面上で当該取引の内容及び PAM を会員に通知します。ただし、当社が本通知を行った場合でも、当社は、会員による d カードサービスの利用が適用でないと判断した場合には、当該 d カードサービスの利用承認をしないことがあります。

第5条(不正利用への対応等)

会員のパスワード等が使用されて認証サービスが利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただき、その他一切の支払債務を負担していただきます。ただし、本会員は、第6条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。

会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合には、直ちに当社及び最寄警察署に届出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

当社は、第三者による認証サービスの不正利用が行われている可能性がある、又は行

われた可能性があると察知したときは、会員に対し問い合わせを行う場合があります。

会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されたこと又はその恐れがあることを確認したときは、直ちにその旨を当社に届出るものとします。

前二項により、当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断したときは、会員は、第6条に定める保障制度により、当該第三者による認証サービスの不正利用によって本会員に生じた損害の補てんを受けることができます。

第6条(保障制度)

第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、会員が第三者に認証サービスを不正利用された場合であって、同条第 2 項に基づき当社及び最寄警察署への届出がなされたとき、又は同条第 5 項に基づき当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断したときは、本条第 3 項に定める各号に該当する場合を除き、当社は、本会員に対して当該認証サービスの第三者による不正利用によって生じた d カード利用代金相当の損害を補てんします。

本会員が前項の補てんを受けることができる期間(以下「保障期間」といいます)は、 第4条第2項に基づき当社が会員による認証サービスの利用を認めた日から第8条に基づ き会員の Member's ID が抹消される日までとします。

以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員に対して認証サービス の第三者による不正利用によって生じた損害を補てんしません。

- (1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき
 - (2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき
- (3) 損害が会員の家族、同居人又は d カードカードの受領についての代理人など 会員と同視すべき方によるパスワード等の使用に起因するとき
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠ったとき
 - (5) 会員からの届出内容に虚偽があったとき
- (6) 損害が第 5 条第 2 項の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って 60 日より前の認証サービスの利用に起因するとき
- (7) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して生じた不正な利用に起因するとき
- (8) 損害がその他会員規約又は本特約に違反する d カードカード又はパスワード 等の使用に起因するとき

会員は、第三者による認証サービスの不正利用として、損害の補てんを請求するときは、会員が損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しな

ければなりません。

第7条(本特約の適用及び変更)

本特約の変更について、当社がその内容を当社所定の方法により会員に対して通知し、又は公表した後に会員が ID 等を使用したときは、変更事項又は新 Member's Menu 特約を承認したものとみなして変更事項又は新 Member's Menu 特約の各規定を適用します。なお、当社からの通知がメールにより行われた場合には、当社の送信用電子計算機から発信された時点で通知がなされたものとみなします。

第8条 (ID の抹消)

会員が ID の抹消又は認証サービスの廃止(以下総称して「ID の抹消等」といいます) を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします。

会員が ID 等の使用により当社に対して負った債務の取扱いについては、ID の抹消等 後又は会員規約に基づく d カード契約の終了後においても、当然に本特約が適用されるものとします。

当社は、会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、会員の ID の登録を抹消できるものとします。

- (1) ID 利用登録時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 会員のdカード契約が終了した場合
- (3) 会員の d カードサービスの利用が停止された場合
- (4) 会員規約又は本特約に違反した場合
- (5) その他、当社が不適当と判断する行為を行った場合

第9条(提供の中止等)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、 本サービスの提供を一時停止又は中止することができます。

- (1) 本サービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新を定期的又は緊急に行うとき
- (2) 停電その他の不可抗力により、本サービスの提供を継続することが困難であるとき
- (3) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき

前項に定める場合のほか、技術上又は営業上の判断により、会員に対して事前に通知 し、本サービスの提供を一時停止又は中止する場合があります。 前二項に基づき、本サービスの提供の一時停止又は中止がなされたことにより、会員 又は第三者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、当社はその責任を負いま せん。

第10条(会員規約の適用)

本特約は、会員規約の一部であり、会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

本特約で使用される用語の定義は、会員規約に定めるとおりとします。

2007年9月制定

2008年7月改定

2012年10月改定

2013年10月改定

2014年5月改定

2015年11月改定

2015年12月改定